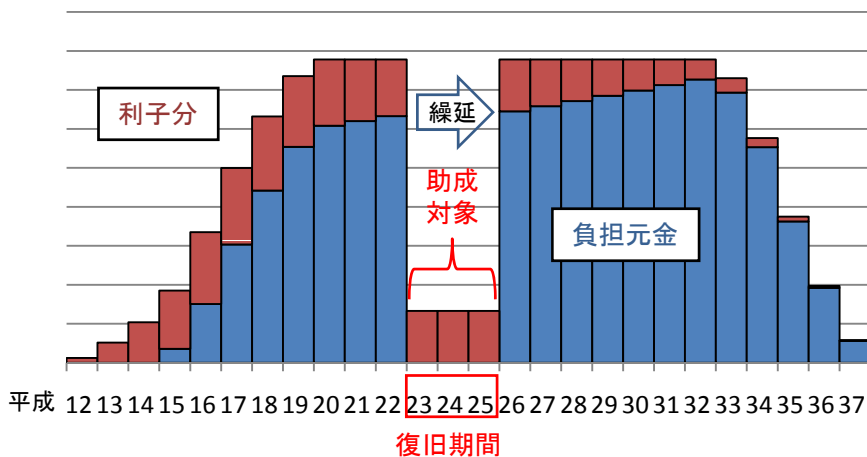


地震・津波で被災した農地や農業用施設が復旧するまでの間、負担金にかかる利子相当分を助成します。

○土地改良事業などで整備した農地や農業用施設が被災した場合、復旧が完了するまで営農を行うことができません。

○今回の対策では、営農再開までに発生する償還中の負担金の利子相当分を最大3年間国が助成し、被災した農家を支援します。

負担金利子助成のイメージグラフ



※想定復旧期間3年間で営農を再開し、その間の負担金支払を繰延した場合のイメージ

お問い合わせ先【農林水産省】

[東北]	東北農政局	整備部	農地整備課	TEL 022-263-1111 (代表)
[関東]	関東農政局	整備部	農地整備課	TEL 048-600-0600 (代表)
[北陸]	北陸農政局	整備部	農地整備課	TEL 076-263-2161 (代表)
[東海]	東海農政局	整備部	農地整備課	TEL 052-201-7271 (代表)
[その他の地域]	農村振興局	整備部	農地資源課	経営体育成基盤整備推進室 TEL 03-3502-8111 (代表)

